

川崎市立図書館と川崎市議会図書室との相互貸借に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立図書館規則（平成2年川崎市教育委員会規則第15号。以下「図書館規則」という。）第2条に基づき、川崎市立図書館（以下「図書館」という。）と川崎市議会図書室（以下「議会図書室」という。）との相互貸借について必要な事項を定めるものとする。

(図書館資料の議会図書室への館外貸出し)

第2条 議会図書室は、川崎市議会議員から図書館資料（図書館が所蔵する図書館規則第2条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）の貸出しの依頼があった場合は、図書館規則第6条に規定する団体として次に掲げるところにより図書館資料の館外貸出しを受けることができる。

- (1) 数量 依頼した川崎市議会議員1人につき10点以内
- (2) 期間 貸出日から1月以内
- (3) 館外貸出しを受けることができない図書館資料 図書館規則第11条第1号から第3号までに掲げる資料及び音楽用コンパクトディスク、旅行ガイドその他の川崎市議会議員の調査研究を目的としない資料

(図書館資料の館外貸出しに係る手続)

第3条 議会図書室は、前条の規定により図書館資料の館外貸出しを受けようとするときは、中原図書館奉仕第2係に申し出るものとする。

- 2 前項の規定による申出に基づき館外貸出しを受けることとなった図書館資料は、川崎図書館で議会図書室の担当職員が受け取るものとする。
- 3 議会図書室が図書館資料を返却する場合には、議会図書室の担当職員が川崎図書館に届けるものとする。

(図書館資料の館外貸出しに係る一般的事項)

第4条 前2条に規定するもののほか、図書館資料の議会図書室への館外貸出しについては、図書館規則及び川崎市立図書館団体貸出要綱（平成18年1月1日17川教中図第301号）に定めるところによるものとする。

(議会図書室からの借受け)

第5条 図書館（分館を除く。次項及び次条において同じ。）は、その利用者が閲覧を希望する図書をいずれの図書館も所蔵せず、かつ、議会図書室が所蔵する場合にあっては、次に掲げるところにより、議会図書室からこれらの図書を借り受け、当該利用者の閲覧に供することができる。

- (1) 数量 3点以内
- (2) 期間 特別な事情があると認めるときを除き、貸出日から5日以内。ただし、川崎市議会図書室規程（昭和37年議会告示第3号）第11条第1項の

規定により返納の請求があったときは、同条第2項の規定により直ちに返納しなければならない。

2 前項の規定により借り受けた図書の利用方法は、館内閲覧のみとする。

(議会図書室からの借受けに係る手続)

第6条 図書館は、前条第1項の規定により議会図書室が所蔵する図書を借り受けようとするときは、議会図書室に借受けの可否を問い合わせるものとする。

2 図書館は、前項の規定による問い合わせを受けて議会図書室が貸出しを可能と判断したときは、閲覧を希望した利用者と閲覧日の調整を行うものとする。

3 前項の規定により貸出しが可能と判断された図書は、川崎図書館の職員が、借り受ける図書館の指定した日時に議会図書室で受け取り、川崎図書館を除く当該図書館へ搬送するものとする。この場合において、当該図書館は、前項の規定により調整した閲覧日及び搬送に要する日数を考慮して当該日時を指定し、川崎図書館にあっては議会図書室に、川崎図書館以外の図書館にあっては議会図書室及び川崎図書館にあらかじめ連絡しなければならない。

4 図書館が議会図書室から借り受けた図書を返却する場合には、川崎図書館を除き川崎図書館へ搬送するものとし、川崎図書館の職員が議会図書室に届けるものとする。

(議会図書室からの借受けの制限)

第7条 第5条第1項の規定にかかわらず、図書館は、川崎市議会の定例会又は臨時会の開会の2週間前から会期の最終日までの期間においては、議会図書室から図書を借り受けることができない。

2 前項に定めるもののほか、川崎市議会議員の調査研究に資するためという議会図書室の設置目的が阻害されるおそれがあるときは、図書館は、議会図書室から図書を借り受けることができない。

(議会図書室からの借受けに係る一般的事項)

第8条 前3条に定めるもののほか、議会図書室からの図書の借受けについては、川崎市議会図書室規程に定めるところによるものとする。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか図書館と議会図書室との相互貸借に必要な事項は、教育委員会事務局と議会局が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。